

社会福祉法人香川県共同募金会災害見舞金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香川県共同募金会（以下「本会」という。）が風水害等の自然災害及び火災等により被災した者及び社会福祉法人である民間社会福祉施設（以下「民間社会福祉施設」という。）を対象として、見舞金を交付し復旧意欲の助長を図ることを目的とする。

(見舞金の執行)

第2条 見舞金は、寄付金サービス区分のうち「共同募金助成金支出」又は「緊急助成金支出」より交付する。

(交付対象)

第3条 この見舞金は、故意、重大な過失によらない人為をもって避けることのできない災害により、死亡、行方不明、重傷(入院者)、家屋の半焼以上若しくは半壊以上、床上浸水の被災者又は半焼以上若しくは半壊以上の被害を受けた民間社会福祉施設に交付する。

- 2 家屋の全壊又は半壊は、家屋の完全喪失及び生活を本拠とする機能喪失の場合も含めて判断するものとする。
- 3 家屋の所有者と居住者が異なる場合は、当該家屋を生活の本拠とする居住者について判断するものとする。
- 4 生活の本拠とする主たる建物と別棟の附属建物がある場合、附属建物のみ消失は、原則として対象としないものとする。ただし、それが日常生活を著しく困難にする場合は、この限りでない。

(見舞金額)

第4条 見舞金の交付基準は、次のとおりとする。

- 2 民間社会福祉施設の全焼、全壊は、1施設100,000円とする。
- 3 民間社会福祉施設の半焼、大規模半壊、半壊は、1施設50,000円とする。
- 4 家屋の全焼、全壊は、世帯単位に、1件20,000円とする。
- 5 家屋の半焼、大規模半壊、半壊は、世帯単位に、1件10,000円とする。
- 6 家屋の床上浸水は、世帯単位に、1件5,000円とする。
- 7 死亡、行方不明の場合は、1件20,000円とする。
- 8 重傷(入院者)の場合は、1件10,000円とする。
- 9 家屋の半焼以上、半壊以上と死亡、行方不明、重傷(入院者)は、それぞれ別件として数えるものとする。

(見舞金交付申請)

第5条 見舞金の交付申請は、災害発生後、共同募金委員会会長が所定の様式による申請書を本会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(交付の審査・決定)

第6条 会長は、前条の申請があった場合は、速やかに審査し、交付額を決定の上、共同募金委員会会長に通知するとともに見舞金を交付する。

(会長の委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度募金にかかる配分金については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。